

実施方針に関する意見・質問への回答

【実施方針】

No	質問事項	対応頁	対応部分	項目①	項目②	項目③	項目④	意見・質問内容	回答
12	契約の形態	2	1	(1)	ク			飛灰輸送企業は参加資格条件を満たした複数の企業で応募グループに参画するものとし、当該複数の飛灰輸送企業によるJVを輸送業務委託契約の相手先とする形態は可能でしょうか。	飛灰輸送企業によるJVを契約の相手方にする事は可能です。詳細は実施方針(7月11日修正版)をご参照ください。
38	売電リスク	5	1	(3)	ウ	(タ)		東日本大震災以降、現下の情勢では、今後のエネルギー政策や電力需給の動向は不透明であり、従って本事業にて発生する余剰電力の価値を長期にわたって見通すことは不可能と言わざるを得ません。ついては、売電収入等を事業者帰属にする条件を見直し、市帰属とすることを要請します。(見通しがつかない中で敢えて定量化する場合、民間はリスク費の形で固めの判断をせざるをえず、市が本来得べき利益を喪失することにも考えます)	売電収入については、事業者に帰属するものとします。ただし、社会環境の大幅な変動や政策変更等が生じた場合には、契約上の規定に基づき必要な対応をとりまします。 詳細は募集要項(第2部)契約書案に記載します。
79	非価格要素審査及び価格要素審査	12	2	(3)	ウ	(ウ)	b	予定価格は入札参加を判断する際に必要となるため、入札公告時に公表して頂くことをお願いします。	詳細は募集要項(第1部)入札説明書をご参照ください。
81	価格要素審査	12	2	(3)	ウ	(ウ)	b	「価格要素審査では、入札書に記載の金額が予定価格以下である場合に合格とする。」とありますが、最低制限価格の設定、低入札価格調査の実施の有無についても、募集要項にてご教示願います。	詳細は募集要項(第1部)入札説明書をご参照ください。
88	提出書類の取扱い・著作権	13	2	(6)				応募に係る提出書類や提出した資料には秘密情報を含む企業のノウハウが集積しているため、公表又は公開される場合には事前に応募者の確認を得て頂くことをお願いします。	必要に応じて応募者の確認を得るようにします。 詳細は募集要項(第1部)入札説明書をご参照ください。
98	立地、規模、配置	16	4	(1)				東日本大震災ではごみ中間処理施設においても被害がでておりますが、今後公表される要求水準書などにおいて新たな条件の提示がされるのでしょうか。	詳細は募集要項(第1部)要求水準書をご参照ください。
100	可燃性粗大ごみ破砕機	17	4	(2)				現西部環境工場と同等の破砕機が要求されていますが、同等とすべき要求仕様についてご教示下さい。	要求水準書(案)P46記載のとおりです。 詳細は〔実施方針質疑 No.100 添付資料〕に記載します。 詳細は募集要項(第2部)契約書案に記載します。
103	事業に係るリスク分担(案) 【制度・法令変更】	22	添付資料3					「本事業のみならず広く一般に適用される関係法令・許認可の変更等に係るリスク」は、民間事業者でコントロールできるものではなく、また、その変更内容によっては、本事業に影響が及び、民間事業者の負担が多くなることも考えられます。本リスクの分担は貴市の負担としていただくか、その都度事業者と協議の上、決定できるものとして頂きますようお願いいたします。	詳細は募集要項(第2部)契約書案に記載します。
104	事業に係るリスク分担(案) 【税制変更】	22	添付資料3					「民間事業者の利益に課せられる税制変更」のリスクは、民間事業者でコントロールできるものではなく、また、その変更内容によっては民間事業者の負担が多くなることも予想されます。本リスクの分担は貴市の負担としていただくか、その都度事業者と協議の上、決定できるものとして頂きますようお願いいたします。	詳細は募集要項(第2部)契約書案に記載します。
105	事業に係るリスク分担(案) 【物価変動】	22	添付資料3					物価変動のリスクに関して、一部民間事業者が負担する分担保となっています。他の事例では、民間事業者の負担割合を「年間委託費の3%~5%」と設定する例が散見されます。 この場合、民間事業者が負担する実際の費用は、年間数百万~数千万となることと予想され且つ「物価変動」は、民間事業者の裁量でコントロールできるものではないことから、民間事業者の事業者努力で吸収し得る範囲を大幅に逸脱することが想定されます。 また、反対に物価指数が下がった場合は、実際の市況価格に見合わない過剰な費用を貴市が負担することにもなりかねません。 事業を適切に維持させる為、また、貴市・民間事業者の適切なリスク分担を担保する為にも、適正な負担割合として「1%程度」に設定いただくことをご検討いただきますようお願いいたします。	詳細は募集要項(第2部)契約書案に記載します。
108	事業に係るリスク分担(案) 【不可抗力】	22	添付資料3					不可抗力のリスクに関して、民間事業者に「(○)」となっておりますが、不可抗力に関しては民間事業者の裁量でコントロールできるものではありません。 つきましては、不可抗力リスクに関しては、貴市の負担としていただきますようお願いいたします。	不可抗力にかかるリスクは原則市が負担しますが、一部民間事業者にも負担を求める予定です。 詳細は募集要項(第2部)契約書案に記載します。
111	全期間物価変動	22	添付資料3					インフレ/デフレ(物価変動)に係る費用増大リスク(一定範囲内/一定範囲を超えた部分)とありますが、『一定範囲』とはどの程度の範囲を考えるとよろしいでしょうか。具体的な指標がありましたら、ご教示下さい。	詳細は募集要項(第2部)契約書案に記載します。
113	事業に係るリスク分担(案)	22	添付資料3					(一定の範囲)の具体的基準について入札公告時における明文化をお願いします。	詳細は募集要項(第2部)契約書案に記載します。
118	事業に係るリスク分担(案) 【副生成物】	23	添付資料3					「副生成物に関するリスク」とありますが、副生成物が基準未達となった場合と解釈してよろしいでしょうか。また、副生成物に飛灰が含まれていますが、飛灰は事業者により有効利用するため、対象外と考えてよろしいでしょうか。	前段はご理解のとおりです。後段については飛灰の性状に関するリスクは原則民間事業者の負担になります。詳細は募集要項(第2部)契約書案に記載します。
121	運営段階ごみ質・ごみ量	23	添付資料3					搬入する一般廃棄物等のごみ量・ごみ質が契約で規定した範囲を逸脱した場合のコスト変動リスク(一定範囲内)とありますが、『一定範囲』とはどの程度の範囲を考えるとよろしいでしょうか。	詳細は募集要項(第2部)契約書案に記載します。
122	事業に係るリスク分担(案)	23	添付資料3					搬入する一般廃棄物等のごみ量・ごみ質が契約で規定した範囲を逸脱した場合のコスト変動リスク(一定範囲以内)について、民間事業者に従たるリスクを設定されておりますが、計画ごみ質の範囲を超えたごみ質に対するリスクを民間業者に課すことは合理性がないことから、市殿にて負担頂きたくよろしくお願い致します。事業者の負うべき責任と考えられる部分がある場合には、具体的にご教示願います。	計画ごみ質の範囲を超えるごみ質変動が生じ、かつ、その影響が一定範囲を超えた場合、当該変動に起因するリスクを原則市が負担します。 詳細は募集要項(第2部)契約書案に記載します。
128	事業に関わるリスク分担(案)	23	添付資料3					「募集資料などから予見できない事業用地の土壌汚染・埋蔵物等による費用の増加は市のリスク負担」との記載がある一方、要求水準書(案)p28、3-6-13地中障害物において「建設請負事業者の負担により適切に処分すること」となっております。本事業において予見できない地中障害が発見された場合、建設請負事業者が処分を行い、その費用は貴市が負担するものと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書(案)では「障害となる地中障害物がある場合は、建設請負事業者の負担により適切に処分すること」と記載しておりますが、「ただし、予見できない地中障害物については、発見された時点で協議を行なうものとする。」を追記いたします。
152	代表企業の保証	25	添付資料4	1	1.2			一定の制限を設けるとありますが、例えば運営委託費の単年度相当額の10%を上限とするなど、過度な負担とならない様な設定をお願いします。また、運営事業者は保証を引き受ける代表企業への保証料の支払いが生じるため、過度な保証の設定は事業費の増大を招きます。	詳細は募集要項(第2部)契約書案に記載します。

No	質問事項	対応頁	対応部分	項目 1	項目 ②	項目 ③	項目 ④	意見・質問内容	回答
154	基本契約	25	添付資料4	1	1.1			「運営事業者の定款において、会社法(平成17年法律第86号)第326条第2項に従い監査役並びに会計監査人の設置を定め、会計監査人の監査を受けた財務書類を市に提出すること」とありますが、監査法人又は公認会計士による監査を行った当該書類を提出することで、第三者による監視機能は十分に効果があるものと思料します。従って、機関上の会計監査人の設置は不要と解釈してよろしいでしょうか。	実施方針のとおりとします。
157	特別目的会社の設立	25	添付資料4	1	1.1	(5)		会計監査人の設置を定めとありますが、事業内容、会社の規模等から考えた場合、公認会計士による監査を受ければ十分に目的を果たせると考えます。会計監査人の設置を任意としていただけないでしょうか？	実施方針のとおりとします。
159	代表企業の保証	25	添付資料4	1	1.2			「一定の制限」について御教示願います。	詳細は募集要項(第2部)契約書案に記載します。
162	履行保証	26	添付資料4	2	2.1			「…金額の契約保証金又はこれに代わる担保を市に差し入れる。」とありますが、これに代わる担保として市が想定しているものをご教示下さい。	詳細は募集要項(第2部)契約書案に記載します。
163	事前準備	26	添付資料4	2	2.5			「本施設の試運転及び引き渡し性能試験において、本施設の運転業務については、運営事業者が建設請負事業者から受託して行う」とありますが、要求水準書(案)に記載あるとおり、運営事業者は建設請負事業者から指導・教育を受ける段階であり、運転業務を受託するに必要な技量を持ち合わせておりません。また、業務委託契約とすると建設請負事業者の指導員は、偽装請負の兼ねいから、運営事業者の運転員に直接指示命令を行えず、教育本来の目的が果たせないと思料致しますので、本条件はご再考願います。	運営事業者が試運転の開始時期より施設に関与し、教育効果を高めるために記載したものです。 「試運転に係る業務は、建設請負事業者が運営事業者に委託して行う。」を「建設請負事業者は試運転開始時点から、運営事業者を参加させて実施する。」に修正します。
166	本施設の運営業務	27	添付資料4	3	3.3			「運営事業者は、事業期間終了後も…運営維持管理計画を策定し、これを実行する。」とありますが、運営事業者が実行する範囲は何でしょうか。 また「運営事業者は、事業期間終了後1年の間に…改修等必要な対応を行う。」とありますが、運営事業者は事業期間終了後1年間は解散できないものとの理解でよろしいでしょうか。	前段については、計画された内容を実行していただきます。後段については、詳細は募集要項(第2部)契約書案に記載します。
167	違約金	27	添付資料4	3	3.2			運営事業者が運営委託契約に基づいて貴市に対し違約金を支払うときは、本建設請負契約と同様に運営委託契約の契約保証金又はこれに代わる担保等をもって、違約金に充当することが出来るようご配慮をお願いします。	ご意見として承ります。 詳細は募集要項(第2部)契約書案に記載します。
174	主要な契約条件	28	添付資料4	5				『飛灰処理企業は、あらかじめ飛灰処理業務委託で定める品質、量、その他の受け入れ条件を満たした飛灰の受け入れを行い』とありますが、飛灰の品質が条件から逸脱した場合は、処理を休止、または、契約を解除出来ると解釈してよろしいですか？	契約上の規定に従い必要な対応を行います。 詳細は募集要項(第2部)契約書案に記載します。
177	主要な契約条件	29	添付資料4	5				『5年ごとに契約内容を見直すことができる』とありますが見直し対象となる項目をご提示願います。	詳細は募集要項(第2部)契約書案に記載します。